

令和3年の成人式は2部制で開催します

市では、二十歳を迎える皆さんの門出を祝福するため、「新成人を祝う会」を開催しています。今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会場の収容人数を制限していることにより、次のとおり2部制で実施します。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

- ▶日時 令和3年1月10日(日)
【忍・行田・埼玉・太田中学校出身者】
午前11時～正午(午前10時30分から受け付け)
【長野・西・見沼・南河原中学校出身者】
午後2時～3時(午後1時30分から受け付け)
- ▶場所 産業文化会館ホール
- ▶対象となる方 平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの方で次の①または②に該当する方
①市内に住所を有する方
②市外にお住まいで、市内の小学校または中学校を卒業したなどの理由で出席を希望する方
※市内にお住まいで上記以外の中学校に通われていた方、または市外の中学校に通われていた方で市内に転入された方は、午前の部、午後の部のどちらでも参加できます。
※新型コロナウイルスの感染状況により、内容に変更がある場合は、市ホームページでお知らせしますのでご確認ください。
- ▶問い合わせ ひとつくり支援課生涯学習担当 ☎556—8319



- ▼問い合わせ 契約検査課契約担当
(内線213・214)
- ▼その他 手引きなど申請方法の詳細は、県または市ホームページをご覧ください。
- ▼郵送先 〒330—9301 さいたま市浦和区高砂3—15—1 埼玉県入札審査課 ※持参不可
- ▼新規申請 10月19日(月)～12月4日(金)
- ▼更新申請 10月5日(月)～12月4日(金)
- ▼更新申請 ※建設工事のみ 10月9日(金)～11月26日(木)
- ※その他 10月9日(金)～11月13日(金)
- ▼建設工事請負等
- ▼新規申請 9月1日(火)～25日(金)
- ▼更新申請 ※建設工事のみ 10月9日(金)～11月26日(木)
- ▼入札参加資格有効期間 令和3年4月1日(木)～令和5年3月31日(金)
- ▼申し込み 次の期間内に埼玉県電子入札共同システムによる電子申請を行い、関係書類を郵送

小規模事業者緊急支援給付金の申請はお済みですか

6月15日から申請を受け付けている行田市小規模事業者緊急支援給付金の申請期限は9月30日(木)までです。対象となる方で、まだ申請書を提出されていない方はお早めに申請してください。

- ▶給付額 1事業者につき10万円※1回のみ
- ▶給付要件 次の全てに該当する小規模事業者または個人事業主
 - ・市内で5月1日時点で事業を行っていること(市内在住でも市外で事業を行っている場合は対象外)
 - ・今後も事業の継続を目指していること
 - ・2月～8月のうち、任意の1カ月間の売上金額が前年同月比で5パーセント以上減少していること。または前年同月の比較ができない場合は、本年1月～8月の間、連続する任意の2カ月間を比較し、売上金額が5パーセント以上減少していること
 - ・昨年の事業収入が収入全体の過半以上を占めていること
- ▶申請方法 9月30日(消印有効)までに申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、郵送により提出してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。その他、商工観光課、南河原支所、行田商工会議所、南河原商工会でも配布しています。
【郵送】〒361—8601 行田市本丸2—5 行田市商工観光課小規模事業者緊急支援担当
- ▶問い合わせ 同課(内線383・375)

令和3・4年度競争入札参加資格審査申請を受け付けます

市では、建設工事請負等および物品等の競争入札参加資格審査における申請を、県および電子入札共同システム参加自治体と共同で受け付けますので、手引きなどをご確認の上、申請してください。

- ▼入札参加資格有効期間 令和3年4月1日(木)～令和5年3月31日(金)
- ▼申し込み 次の期間内に埼玉県電子入札共同システムによる電子申請を行い、関係書類を郵送
- ▼建設工事請負等
- ▼新規申請 9月1日(火)～25日(金)
- ▼更新申請 ※建設工事のみ 10月9日(金)～11月26日(木)
- ※その他 10月9日(金)～11月13日(金)
- ▼建設工事請負等
- ▼新規申請 9月1日(火)～25日(金)
- ▼更新申請 ※建設工事のみ 10月9日(金)～11月26日(木)
- ▼入札参加資格有効期間 令和3年4月1日(木)～令和5年3月31日(金)
- ▼申し込み 次の期間内に埼玉県電子入札共同システムによる電子申請を行い、関係書類を郵送

売上げが減少した小規模事業者の家賃を支援します

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した市内の小規模事業者の事業の継続を支えるため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、賃借人である事業者に対して行田市小規模事業者家賃支援給付金を給付します。

- ▶給付額 1事業者に対し、1カ月の家賃の3分の1を6カ月分支援(合計で上限10万円、口座振込)※1回のみ
- ▶給付要件 次の全てに該当する小規模事業者または個人事業主
 - ・7月1日現在、市内で主たる事業を行っていること(市内在住でも市外で主たる事業を行っている場合は対象外)
 - ・今後も事業の継続を目指していること
 - ・2月～8月のうち、1カ月間の売上金額が前年同月比で30パーセント以上減少していること。または前年同月の比較ができない場合は、本年1月～8月の間、連続する任意の2カ月間を比較し、売上金額が30パーセント以上減少していること
 - ・賃貸借契約者の借主が本給付金の申請者であること
 - ・7月1日時点で市内の土地や建物を自らの事業のために賃借しており、賃料を支払っていること
 - ・昨年の事業収入が収入全体の過半以上を占めていること

業種	常時使用する従業員の数
卸売業、小売業(小売店・飲食店)、サービス業(生活関連サービス・教育・医療・福祉など)	5人以下
その他(製造・運輸・建設など)	20人以下

※「常時使用する従業員の数」にパート・アルバイト、会社役員を含みません。

- ▶給付の対象にならない場合
 - ・転貸(また貸し)を目的とした契約
 - ・賃貸人と賃借人が実質的に同じ人物の契約(自己取引)
 - ・風営法上の性風俗関連特殊営業や関連する事業者
 - ・暴対法上の暴力団などに関連する事業者
 - ・本事業の目的、趣旨から対象でないと本市が判断する者

必要書類(〇印は書類が必要)

行田市小規模事業者緊急支援給付金の給付を、売上高の減少率が30%以上で受けている方		法人	個人
1	申請書兼請求書(様式第1号)	○	○
2	賃貸借契約の存在を証明する書類(賃貸借契約書など)	○	○
3	申請時の直近3カ月分の賃料支払実績を証明する書類(銀行通帳の写し、振込明細書など)	○	○
4	※緊急支援給付金と同一の場合は省略可 申請者名義の口座の通帳(通帳を開き、口座番号と口座名義の記載されたページ)またはキャッシュカードの写し	○	○

行田市小規模事業者緊急支援給付金の給付を、売上高の減少率が30%未満で受けている方、または、行田市小規模事業者緊急支援給付金の給付を受けていない方		法人	個人
1	申請書兼請求書(様式第1号)	○	○
2	賃貸借契約の存在を証明する書類(賃貸借契約書など)	○	○
3	申請時の直近3カ月分の賃料支払実績を証明する書類(銀行通帳の写し、振込明細書など)	○	○
4	直近の事業年分の確定申告書(税務署の収受印のあるもの)	○	○
5	令和元年分の確定申告書B(第一表)または市県民税申告書(税務署の収受印のあるもの)		○
6	売上の減少前後の売上げが分かるもの(申請書(A)(B)それぞれの売上根拠となる書類)	○	○
7	申請者名義の口座の通帳(通帳を開き、口座番号と口座名義の記載されたページ)またはキャッシュカードの写し	○	○

- ▶申請方法 11月2日(月)(消印有効)までに申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、郵送により提出してください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。その他、商工観光課、南河原支所、行田商工会議所、南河原商工会でも配布しています。【郵送】〒361—8601 行田市本丸2—5 行田市商工観光課小規模事業者家賃支援担当
- ▶問い合わせ 同課(内線383・375)